

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（外国口座管理機関の指定の申請）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前項各号に掲げる書類のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が英語で作成されている場合において、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣が必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 指定申請者は、第一項の規定による申請をするには、指定国内上位機関を経由してしなければならない。</p> <p>5 指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。</p>	<p>（外国口座管理機関の指定の申請）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前項各号に掲げる書類のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。</p> <p>4 指定申請者は、第一項の申請をするには、指定国内上位機関を経由してしなければならない。「項を加える。」</p>

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

6|| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(商号等の変更の届出)

第五条 前条第一項の規定による申請に基づき指定を受けた者(以下「外国口座管理機関」という。)は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。ただし、指定国内上位機関が合併その他の事由により同項第四号に掲げる事項を変更したときは、当該指定国内上位機関は、外国口座管理機関に代わって、当該外国口座管理機関に係るこの項本文の規定による届出(同号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をすることができる。

「項を加える。」

(商号等の変更の届出)

第五条 前条第一項の申請に基づき指定を受けた者(以下「外国口座管理機関」という。)は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。ただし、指定国内上位機関が合併その他の事由により同項第四号に掲げる事項を変更したときは、当該指定国内上位機関は、外国口座管理機関に代わって、当該外国口座管理機関に係るこの項本文の規定による届出(同号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をすることができる。

- 2 前項の規定による届出には、当該届出に係る事項の変更の事実について確認することができる書類を添付しなければならない。
 - 3 前項の書類のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が英語で作成されている場合において、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 外国口座管理機関は、第一項の規定による届出をするには、指定国内上位機関（上位機関がない場合にあつては、上位機関であつた者又は前条第二項第三号の意思の表明をした振替機関等若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有する者）を経由してしなければならない。
 - 5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による届出をする場合について準用する。
 - 6 〔略〕
- （指定の取消しの申請手続）
- 第七条 〔略〕
- 2 外国口座管理機関は、前項の規定による申請をするには、指定国内上位機関（上位機関がない場合にあつては、上位機関であつた者又は前条第二項第三号の意思の表明をした振替機関等若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有する者）を経由してなければならない。
 - 3 第四条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による申請をす

- 2 前項の届出には、当該届出に係る事項の変更の事実について確認することができる書類を添付しなければならない。
 - 3 前項の書類が日本語で作成されていないものであるときは、その訳文を付さなければならぬ。
 - 4 外国口座管理機関は、第一項の届出をするには、指定国内上位機関（上位機関がない場合にあつては、上位機関であつた者又は前条第二項第三号の意思の表明をした振替機関等若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有するもの）を経由してしなければならない。
 - 5 〔項を加える。〕
- 〔同上〕
- （指定の取消しの申請手続）
- 第七条 〔同上〕
- 2 外国口座管理機関は、前項の申請をするには、指定国内上位機関（上位機関がない場合にあつては、上位機関であつた者又は前条第二項第三号の意思の表明をした振替機関等若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有するもの）を経由してしなければならない。
 - 〔項を加える。〕

る場合について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。